

公立大学法人奈良県立大学公益通報及び外部通報に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）、公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）及び公立大学法人奈良県立大学業務方法書第26条の規定に基づき、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）における公益通報及び外部通報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公益通報 役職員、学生等が、法人又は役職員、学生等について、通報対象行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を法人に通報することをいう。
- 二 外部通報 学外者が、法人又は役職員、学生等について、通報対象行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を法人に通報することをいう。

三 通報対象行為

- (1) 法令等に違反する行為又はおそれのある行為
- (2) 役職員、学生等の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- (3) 法人の事業に係る不正な行為で、法人の利益を失わせ、もしくは法人に損害を与えるもの又はそのおそれのあるもの

四 役職員、学生等

- (1) 法人の役員
- (2) 法人に常時勤務する教職員
- (3) 非常勤教員
- (4) 学術研究員
- (5) 奈良県立大学（以下「大学」という。）の学生及び附属高等学校（以下「高校」という。）の生徒

五 学外者 前項に掲げる以外の者をいう。

六 通報者 公益通報及び外部通報（以下「通報」という。）を行う者をいう。

七 被通報者 その者が法令違反等を行った、行っている、又は行おうとしていると通報された者をいう。

(通報窓口)

第3条 通報を受け付け、通報に関する相談に応じる窓口として、通報窓口を法人及び大学においては事務局総務課に、高校においては事務室に置く。

- 2 通報窓口に通報に係る事務を処理する担当者（以下「通報担当者」という。）を置き、法人及び大学においては事務局総務課長及び高校においては事務長を充てる。
- 3 第1項に定める通報窓口のほか、外部の機関に通報を受け付ける窓口を設置することができる。

(通報者の責務)

第4条 通報者は、通報を行う場合には、客観的な事実に基づき誠実に行わなければならぬ。この場合において、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等の個人的な感情によって通報してはならない。

(通報の方法)

- 第5条 通報窓口への通報は、自らの氏名、連絡先、その他必要事項について書面、電話又は電子メールにより行うものとする。ただし、匿名による通報の場合はこの限りではない。
- 2 通報者は、第3条第2項に定める通報担当者が通報対象行為に関係があると思料するときは、副理事長に対し通報するものとする。この場合、副理事長が指名する職員が通報担当者として、当該通報に係る事務を処理する。

(通報の処理)

- 第6条 通報窓口において、通報を受けたときは、副理事長へ通報の内容を遅滞なく報告しなければならない。
- 2 法人の役員または通報担当者以外の法人の職員が通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、又は当該通報者に対し通報窓口に通報するよう助言しなければならない。
- 3 副理事長は、通報の内容を確認し、これを受理する。但し、通報の内容が誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等の個人的な感情によるものと明らかに認められる場合は、これを受理しない。
- 4 副理事長は、通報に係る受理又は不受理の判断をしたときは、通報を受けた通報窓口を通じ、速やかに通報者に通知するものとする。

(調査)

- 第7条 副理事長は、通報窓口において通報を受けた日から20日以内に、当該通報対象行為に係る調査の実施の要否を検討し、通報を受けた通報窓口を通じ、検討の結果を通報者に通知しなければならない。この場合において、副理事長は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。
- 2 副理事長は、前項に規定する調査を行うため、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 3 副理事長は、必要があると認めるときは、外部有識者を委員として加えることができる。
- 4 役職員、学生等は、第1項の通報に係る調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

(委員会)

- 第8条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 副学長
 - 二 常務理事
 - 三 その他副理事長が指名する者 2名以上
- 2 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。ただし、大学に副学長を置かない場合は、副理事長が委員長を指名する。
- 3 委員長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員長は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 8 調査を行う際には、通報者のプライバシーを侵害してはならない。
- 9 委員が通報対象行為に関与している場合においては、委員になることができない。
- 10 委員会は、調査の結果並びに必要と認める是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）に係る意見を副理事長に報告しなければならない。
- 11 委員会の事務は、事務局総務課において行う。

(理事長への報告)

第9条 副理事長は、重要な案件について、前条第10項の規定による調査の結果及び必要と認める是正措置等に係る意見を理事長に報告しなければならない。

(理事長の責務)

第10条 理事長は、前条の規定による報告を受けたときは、必要な助言を行わなければならぬ。

(結果の報告)

第11条 副理事長は、調査の結果並びに是正措置等の有無及び内容について、通報を受けた通報窓口を通じ、通報者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により通報者に通知をするときは、当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。
- 3 副理事長は、第1項の内容について、コンプライアンス推進委員会に報告するものとする。
- 4 コンプライアンス推進委員会は、前項の報告に基づき、必要な助言を理事長に対し行うことができる。

(解雇・不利益取扱の禁止)

第12条 理事長は、公益通報又は公益通報に関する相談（以下「公益通報等」という。）を行ったことを理由に、当該公益通報者に対し、解雇（派遣契約その他契約に基づき法人の業務に従事する者にあっては、当該契約の解除）その他一切の不利益な取扱をしてはならない。

- 2 理事長は、通報者等が通報対象行為に関与している場合において、当該通報者等に対して当該関与を理由として懲戒処分を行うときは、通報等を行った事情をしん酌して懲戒処分の種類及び程度を決定するものとする。

(通報担当者等の義務)

第13条 通報担当者または調査を実施する者は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。通報担当者または調査を実施する者でなくなった後も、同様とする。

(理事長による通報対象行為への関与)

第14条 理事長が通報対象行為に関与している場合においては、第9条の規定は適用しない。

- 2 副理事長は、前項の場合、第7条第1項の規定による調査の結果及び必要と認める是正措置等に係る意見を知事に報告しなければならない。

(副理事長による通報対象行為への関与)

第15条 副理事長が通報対象行為に関与している場合においては、第6条第1項、第6条第3項、第6条第4項、第7条第1項、第7条第2項、第7条第3項、第8条第1項、第8条第10項、第9条、第11条第1項、第11条第3項及び第14条第2項中「副理事長」とあるのは、「常務理事」とする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。